



サイトマップ English

[トップ](#) > [教育](#) > [国際教育](#) > [留学生交流の推進](#) > [留学生施策について](#) > [国費外国人留学生制度について](#) > [平成27年度国内採用による国費外国人留学生\(研究留学生\)募集要項\(国内採用\)](#)

平成27年度国費外国人留学生(研究留学生)募集要項(国内採用)

1 応募者資格及び条件

(1) 対象

申請時に私費外国人留学生(※1)として在籍(※2)し、平成27年4月1日現在において、我が国の大学院の修士課程、専門職学位課程、又は博士課程(※3)に正規生(※4)として進学する者及び在学する(見込み)者で、学業成績が特に優秀な者。

(2) 国籍

平成27年4月1日現在、日本政府と国交のある国の国籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。

(3) 年齢

原則として、昭和55(1980)年4月2日以降に出生した者。

(4) 健康

心身ともに大学における学業に支障がないこと。

(5) その他

次に掲げる者は対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- [1] 過去に国費外国人留学生であった者で、その奨学金支給期間終了後3年間を経過していない者。(ただし、日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム生であった者は、3年以内であっても応募対象者とする。)
- [2] 他の奨学金等を支給される者。(研究費として使途を限定するものを除く。)
- [3] 標準修業年限内の修了が不可能である者。(休学者を除く。)

(※1)「私費外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表第一に定める在留資格「留学」を有するものに限る。)で、日本政府(文部科学省)から国費外国人留学生として奨学金を受けていない者及び外国政府の派遣する留学生以外の者を言う。

(※2)研究生等の身分で非正規課程に在籍する私費外国人留学生を含む。

(※3)博士課程が前期2年と後期3年の課程に区分されている場合は、前期2年の課程は、修士課程として取扱う。

(※4)「正規生」には、研究生、研修生、専攻生、科目等履修生及び聴講生等を含まない。

2 奨学金等

(1) 奨学金

月額単価は144,000円(修士課程)、145,000円(博士課程)(特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円、または3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額が変更となる場合がある。)を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を支給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- [1] 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- [2] 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。

- [3] 大学において、退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- [4] 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- [5] 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- [6] 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- [7] 採用後、定められた奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

(2)授業料

大学における授業料は原則として日本政府(文部科学省)が負担する。

(3)帰国情費

奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、または所属大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

(4)奨学支給期間

平成27年4月から当該大学院正規課程修了までに要する定められた期間で、文部科学省が必要と認めた期間。(ただし、5年一貫制の大学院にあっては、前期課程及び後期課程に区分して取扱う。)

※大学院の修士課程、博士課程前期、又は専門職学位課程修了後、大学院の博士課程、又は博士課程後期に進学する者は、所定の選考を経て、奨学金支給期間の延長を認められる場合がある。

3 提出書類等

(1)大学が作成し、紙媒体で提出する書類

下記の書類を提出期間内に文部科学省に原本を1部提出すること。

(提出書類はA4版サイズに限る。)

- [1] 推薦状(学長名の公文書等)
- [2] 平成27年度国内採用による国費外国人留学生(研究留学生)推薦者一覧
- [3] 学内の募集状況等(様式自由)

(2)申請者及び大学が作成し、電子媒体で提出する書類

[1] 申請書ファイルA

各大学につき1ファイル。申請者1名につき申請書1シート(シート名「01」、「02」、「03」、「04」….)を作成し、各大学1シート推薦者一覧(シート名「推薦者一覧」)を作成すること。

※ファイル中に複数シートが存在することになるので、注意すること。

[2] 申請書ファイルB

申請者1名につき1ファイル。研究計画、又は研究状況を作成すること。

図表を入れた場合も、A4で2~3枚程度とすること。

(3)大学において確認・保管する書類

下記の書類を提出期間内に文部科学省に写しを1部提出すること。

- [1] 在籍証明書(平成27年3月までの在籍課程、身分を証明したもの)
- [2] 成績証明書(大学の学部及び大学院の全学年に係るもの)
- [3] 在留資格を証明する書類(在留カード、旅券の在留資格確認箇所等)

※ 上記[1]~[3]の書類は大学において確認、保管の上、文部科学省の求めに応じ提出すること。

(4)提出方法

大学は全ての提出書類等を取りまとめ1回で提出すること。提出書類は一切返却しない。また提出後の差し替えは認めない。

4 提出期間

(上記期間外の提出(郵送及び持参ともに)及び個人が提出する書類は一切受理しない。)

5 選考及び結果通知

- (1)大学の長は書類選考及び面接選考による学内選考により応募者を厳選し、当該応募者について上記提出書類を添えて文部科学省に推薦すること。
- (2)文部科学省は大学の長から推薦された者について、文部科学省に設置する国費外国人留学生選考委員会に諮った上、採用者を決定する。
- (3)選考結果については、大学の長に文書で通知する。(個別の問い合わせには応じない。)

6 注意事項

上記の他、申請に関する留意事項及び詳細は、別紙「申請に当たっての留意事項」によること。

お問合せ先

高等教育局学生・留学生課国費留学生係

木谷・高岡
電話番号:03-5253-4111(内線3026)

(高等教育局学生・留学生課国費留学生係)

[文部科学省ホームページトップへ](#) [ページの先頭に戻る](#)

—登録:平成26年10月—

会見・報道・お知らせ 政策・審議会 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省の紹介 教育 科学技術・学術 スポーツ 文化

御意見・お問合せ プライバシーポリシー リンク・著作権について アクセシビリティへの対応について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111(IP電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology